

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

●ニューギニア航空の豪州便の制限

今般、PNG におけるコロナの感染急拡大が豪州に波及していることを受け、豪州政府が豪州・PNG 間の国際便に対する制限を発表したことから、ニューギニア航空は3月18日（木）～27日（土）まで、ケアンズ便は欠航、ブリスベン便は乗客数を30%減にする（但しこれまで通り週5便を運航し、貨物は通常通り搭載する）旨発表しました。

●学校の4週間閉鎖

PNG 当局は、コロナの急激な感染拡大を受け、全国の学校の第1学期の終了を2週間前倒して、3月22日（月）から4月16日（金）までの4週間閉鎖する旨発表しました。

●ポートモレスビーにおけるコロナ感染症の検査について

Taurama Aquatic Centre でPCR 検査が可能なのは、当館からお知らせした「ポートモレスビー市内の PCR 検査可能医療機関のお知らせ（<https://www.png.emb-japan.go.jp/files/100135754.pdf>）」でもお伝えしましたが、コロナ感染の症状がある人は Rita Flynn（受付時間：週7日、09：00～12：00、13：00～16：00）にて無料でPCR 検査が受けられます。

また、症状等に関係なく受けたい場合には、Taurama Aquatic Centre（受付時間：週7日、09：30～13：30）のドライブスルー施設にて無料で受検が可能です。検査方式は Antigen Rapid Diagnostic Test（迅速診断抗原検査）で、下記の PNG における新規制に記載の通り、国内便の搭乗条件に対応するものではありませんが、国際線の搭乗には抗原検査ではなく PCR 検査での陰性証明が必要となります。なお、ドライブスルーでの検査は現在需要が高く、陰性の結果通知には1週間程度かかる場合があるとの情報もありますのでご注意ください。詳しくは運営主体である St. John にお尋ね下さい（電話：+675-7111-1234、メール：covid19@stjohn.org.pg）。

●マニング警察長官（指揮官）は規制 No1.～No.12 を18日（木）付で更新しました（22日（月）から有効）。変更点は以下の通りです。詳細は PNG 政府特設サイト（<https://covid19.info.gov.pg/>）、又は当館 HP で確認できますのでご確認をお願いします。

No.1 過去の規制の廃止

No.2 国際渡航

※変更無し。

### No. 3 国内渡航

※指揮官又は州警察長官の書面による州境界線の道路封鎖を除き、如何なる者も道路封鎖してはならない旨の規定が追加（パラ 1）。

※NCD・セントラル州間、セントラル州・ガルフ州 Kerema Open 間の移動は制限されないが、その他の州境については「十分な理由（valid reason）」又は指揮官（又は出発地の州行政長官）による許可がない限り他の州に移動してはならない旨の規定が追加（パラ 2、3、4）。

※国内便に搭乗するためには、搭乗前 1 日以内に受けた COVID-19 検査（Antigen Rapid Diagnostic Test（迅速診断抗原検査）で可）が陰性でなければならない、RDT（迅速診断検査）で陽性であった場合には PCR 検査で陰性結果が出ない限り搭乗することは出来ない、との規定を追加（パラ 5 b, c、パラ 6、7）。

### No. 4 各州当局における体制と権限

※変更無し。

### No. 5 死者の埋葬

※変更無し。

### No. 6 税関

※変更無し。

### No. 7 COVID-19 検査の実施

※認可された COVID-19 検査方法に Rapid Diagnostic Test（RDT）が追加（スケジュール 1）。

### No. 8 COVID-19 検査の対象・報告

※変更無し。

### No. 9 スポーツ・宗教活動・集会等の制限

※集会の最大人数（これまでは 50 人）を 10 人に変更（パラ 2）。10 人以上の集会を開催するためには指揮官又は州行政長官の許可を得なければならないとの規定が追加（パラ 16）

※ギャンブル営業の禁止を追加（パラ 3b）。

※各種商店の営業時間の規定が追加①小売店等：7 AM～8 PM、②飲食店：7 AM～10PM、③サービスステーション：7 AM～10PM（パラ 6）。

※4 人以下で行うレクリエーション・スポーツを除き、クラブ活動、プロ・アマのスポーツ試合を禁止するとの規定が追加（パラ 7）。

※宗教活動に関する規定に、最大人数を 50 人とする旨の規定が追加（パラ 9）

※葬儀及び弔問の最大人数を 50 人とする旨の規定が追加（パラ 10）

No. 10 マスク着用義務

※変更無し。

No. 11 公共交通機関

※タクシーの乗車人数制限（乗客は 2 名まで）の規定が追加（パラ 3）。

※規定に違反した車両は押収されるとの規定が追加（パラ 7）。

No. 12 COVID-19 のワクチン接種、臨床実験及び試験的導入

※変更無し。

※邦人の皆様におかれましては、手洗い、うがい及び人混みを避ける等の感染予防に努めて下さい。PNG 保健省は、新型コロナウイルス感染の可能性や症状（発熱、咳、呼吸困難等）がある場合、ホットライン（1800-200）に電話連絡し、滞在していた渡航先及び現在の所在地等を通報し今後の病院での検査等について指示を仰ぐよう呼びかけています。

（ご参考）PNG 政府特設ウェブサイト：<https://covid19.info.gov.pg/>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

**【問い合わせ先】**

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話(+675)321-1800

FAX(+675)321-0153

E-mail：scej@pm.mofa.go.jp

ホームページ：<http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>